

普通科等（理数科、国際文化科、文理科、英語科を含む）の教育の在り方について」の提言案を審議しましたが、今後更に審議を重ねて八月までに県教育委員会への提言をまとめることになりました。

なお、この日の会議の中で話し合われたことの概要は次のようなものでした。

1、本県高等学校普通科等の現状と課題

各学校は多様化した生徒の実態等にに応じた教育課程編成の弾力化、多様化等に努め、それぞれ特色ある学校づくりを進めているが、解決すべき課題も多い。普通科等に学ぶ生徒の一人一人が、生き生きとした学校生活を送るとともに、将来にわたって自己実現を可能とするような学校づくりを推進するため、特色ある、魅力ある普通科等の教育の在り方について検討を加え、その活性化を図る必要がある。

2、特色ある、魅力ある普通科等の在り方について

(1) 特色ある普通科等の教育活動の推進

現行の学習指導要領は、生徒の実態等に応じ、学校の主体的な判断により、多様な教育課程の編成や実施をとおして特色ある学校づくりができるよう示している。本県における



後期中等教育審議会であいさつする大内県教育長

普通科等を設置する各学校の教育課程の編成・実施状況を見ると、必ずしも社会の変化や地域の実態、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に十分応えているとは言えないのが実情である。

このことを踏まえ、また二十一年紀を指向して改訂され、平成元年三月に告示がなされた新学習指導要領の示す方向をも見通した特色ある普通科等の教育活動の推進のための改善が必要である。

(2) 「創造性豊かな魅力ある学校づくりの推進」事業の継続・発展

生涯教育の基盤をなす高等学校において、知・徳・体の調和のとれた創造性豊かな人材を育成するために、

共済組合の貸付制度が変わります

―ボーナス併用償還を導入―

公立学校共済組合では、かねてより組合員の皆さんからご要望のありましたボーナス併用償還、一部繰上げ償還方法について、その開発を進めてきたところですが、このたび、本年七月より実施することとしました。新制度の主な概要についてお知らせします。

一 ボーナス併用償還ができます

住宅貸付け及び住宅災害貸付けで、貸付金額が二百万円以上の場合に限り、新制度導入後の貸付け分から、毎月償還と併せて、六月及び十二月の期末勤勉手当からも償還ができるようになります。

二 償還回数が自由に選べます。

貸付金額により定められていた償還回数が、新制度導入後の貸付け分から、次の範囲内で自由に回数を設

定できるようになります。

(一) 住宅、住宅災害貸付け

三百六十回以内

(二) 教育貸付け

百三十回以内

(三) その他の貸付け

百十回以内

三 一部繰上げ償還ができます。

ボーナス等でまとまった余裕資金ができた場合には、既貸付けを含めた全貸付けにおいて、残額の一部を繰上げて償還することができます。また、一部繰上げ償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で自由に回数を設定できるようになります。

四 翌月から償還が始まります

現行制度では、貸付けを受けた月の翌々月から償還が開始されていますが、新制度では、貸付けを受けた翌月からとなります。

※なお、詳しいことをご知りになりたい方は、福利課福祉係へのお問い合わせください。

普通科等設置校で平成元年度からの三か年の継続事業として開始された

「創造性豊かな魅力ある学校づくりの推進」は、今後徐々にその成果が

現れてくるものと期待される。当該事業終了後においても、検討・改善

を加えながら事業を継続・発展させることが必要である。

